

奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成17年5月13日(金) 13:30～16:00

2 場所

奈良家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 荒井敦子, 石田裕一, 井戸田博史, 木村真知子, 中路義彦, 橋本紹尚, 原育史, 福井英之, 村田勝彦, 八澤健三郎, 安田順恵, 吉田定雄

(説明者) 三上首席家裁調査官, 三村次席家裁調査官, 吉村首席書記官, 有岡訟廷管理官

(事務局) 木崎事務局長, 新谷事務局次長, 北村総務課長

4 議事(:委員長, :委員長代理, :委員, :事務局等)

- ・ 委員長代理あいさつ
- ・ 委員の交替の紹介
- ・ 委員長の選出

当会の目的は市民の声を裁判所に反映することで裁判所の機構をスムーズにしていくことにある。このことからすると、裁判所以外の委員の方が適任であり、立候補の名乗りを挙げていただきたい。

今まで所長が委員長となり、この会の運営や準備をされていて、特に問題はなかった。この会を円滑に運営するために、裁判所長に委員長をしていただきたい。

議論を整理していくのはたいへんなことであり、裁判所の内情や今までのやり方などをよくわかっている裁判所の方が適任である。

(その後特に意見なし)

どなたも手を挙げられる方がおられません。委員の方から所長を推薦される声が出ていましたが、他に意見がなければ、委員長は所長にお願いしたい。

(拍手・異議なし)

- ・ 前回提案課題の実施状況報告

前回の、家事調停の運営についていただいた御意見に対して、次のとおり御報告させていただく。

当事者の呼出時間については、家庭問題でこじれている当事者同士のトラブルを避ける趣旨もあって、第1回調停期日では申立人と相手方に30分以上の時間差を設けて呼び出す運用を続けている。第2回期日以降はある程度調停委員の裁量に委ねているが、事案に応じて相手方を先に呼び出すとか、時間差を設けるなどの工夫をした運用をしている。

待機当事者への配慮に関して、一定時間以上待たされている一方当事者は、進行状況が分からずイライラしてくることも考えられるので、何らかの説明が必要で

はないかという点については、調停委員に対して、30分以上待たせるようなことになる場合には待合室まで行ってその旨を連絡してもらうなどの配慮をしていただくよう、機会を捉えてお願いしている。

ドメスティックバイオレンス、いわゆるDVなどが懸念される事案については、庁舎内はもちろん、庁舎外でも顔を合わせることをないようにさまざまな配慮をしている。DV絡みの事件については、被害者の立場の者と加害者の立場の者とは階を異にした部屋で調停を実施している。退庁時にも時間差を設けて両者が顔を合わさないように配慮している。

面接交渉の際に各親にお渡ししている「面接交渉のしおり」があるが、文字を大きくしたりイラストを変えたりして改訂した。御一読いただきたい。

・ 意見交換（テーマ：少年非行の動向と家庭裁判所の果たすべき役割）

本日のテーマを選定した趣旨を事務局から説明する。

近年、社会の耳目を集める重大事件や、少年による刑法犯検挙数の増加などを受けて、少年非行に対する関心がより一層高まっている。このような少年非行対策として、平成12年に少年法が改正され、少年事件の処分の在り方等の見直しや事実認定手続の一層の適正化等が行われた。また、少年非行を未然に防止するための少年への働きかけや、少年の再非行防止を目的とした立ち直りの支援など政府が取り組む施策として、関係機関が連携して当たることを一層推進しようとしている。裁判所としても、適正迅速な少年審判を実現するため、裁判官、書記官、家裁調査官がチームとなって緊密な連携を図っている。さらに、警察や少年鑑別所、保護観察所などの関係機関とも一層の連携を図り、少年事件に対処したいと考えている。少年非行に対して家庭裁判所がどのような役割を果たすべきか等について、皆様の意見をお伺いしたく、「少年非行の動向と家庭裁判所の果たすべき役割」というテーマを選ばせていただいた。

少年審判に関する広報ビデオの上映

裁判所から「家庭裁判所における保護的措置について」の説明

それでは、ビデオや裁判所からの説明についての御質問あるいは少年非行について忌憚のない御意見をお願いしたい。

ビデオでは凶悪な事件を扱っていなかったが、凶悪な事件についても例に出して話をする必要があるのではないかと。また、少年法改正に伴って厳罰化の傾向が出てきているかどうか、あるいはそれについて弊害がでていないのか伺いたい。

ビデオは、数としてある一定程度あって身近な事件ということで取り上げていたもので、少年法の手続をできるだけリアルに御理解いただければと思う。少年法改正によって危惧された厳罰化の傾向についてだが、社会の耳目を集めているような重大事件は報道の情報量が多いが、実際に発生する件数はそれほど多くはない。奈良県内ではこの1年間で少年による殺人事件や強盗事件は発生していない。ただ、ああいう事件は被害が取り返しのつかないものであり、動機が理解しがたいということで、社会を大変不安に陥れるということになる。再犯防止の観点も含めてしっ

かりと解明し，再犯しないように，再犯の芽を持っているかもしれない子に対しては適切な防止措置がとれるようにすることは大変大事である。そういう事件の再発防止という観点からも発生機序を解明していくことは必要である。少年法の改正についていろいろな意見があると思うが，家庭裁判所としては少年法の理念，審判の運営には変更はない。ただ，ご批判を受けたり，疑念を持たせたことについては謙虚にうけとめなければいけない。例えば，被害者に対する配慮についてはより充実させ，少年審判のすべての手続の中で被害者のことを考えさせて，立ち直りのために強く意識させる努力はいろいろな形でしている。

少年事件には地域性という面があるのではないかと。参考に説明してください。

奈良と大阪を比べると，少年の質が違う。大阪は，ある時期になるとすばっと非行を卒業する少年が多い印象がある。奈良は卒業できずにずるずると非行を続けている少年が多い。

大人顔負けの事件とちょっとした万引き事件をいっしょにはできない。少年本人が審判の場で被害者と合わせて被害者の気持ちをわからせることも必要ではないか。

凶悪事件には大きく分けると2つある。大変乱暴な言い方ではありますが，集団で起こすようなケースには通常の非行少年とあまり差がない，特徴においても大きな差がないと言われている。しかし，単独で起こすものにはいろいろな問題が考えられる。それらを解決しないで観念としての法を押し説くだけでは心が育たない。人間としての育て直しをさせることはできない。それぞれの子について個別具体的に細かいところを調べて，それに見合ったメニューを用意して矯正教育をかなり丁寧にやらないと，つまり間違ったところまで戻って育て直しをするくらいの気持ちでいかなければいけない。その過程で，例えば被害者に対するいろいろな考え方，共感性というものや，世の中の決まりがというものがあり，それに従わないと自分を活かすことができないということとか，そういうことをすべて教えていかなければいけない。

少年事犯の再犯率がこの10年で倍になっているとテレビで報道していた。一方，家庭裁判所調査官はそれほど増えていない。再犯防止の点からも，専門的な家庭裁判所調査官をもっと増やすべきである。

家庭裁判所調査官と付添人の役割はどう違うのか。

付添人には2種類ある。弁護士資格のある方と弁護士資格のない方がある。弁護士以外の方については裁判所の許可を得て選任される。刑事事件の弁護人のように検察官と対等の立場ということはないが，少年の保護育成のために援助，協力していくという形で，審判手続に参加していく。

ビデオやパンフレットにはよいことしか書かれていないのかもしれないが，補導委託制度についてもっと宣伝すべきである。委託先はどのくらいあればよいのか。補導委託先はどうして決まるのか。

少年は受託者のところで働くことになるが，具体的に何軒あればよいかというよりも，少年なりに希望する職種があるかということになる。奈良の場合には農家に偏っているという問題がある。できれば，多種多様の職種の方になっていただきたい。補導委託先は，今までの委託先の方の紹介や調停委員の方の紹介等が多い。東

京家裁では調査官が委託先探しキャラバン隊みたいなものを作って委託先をお願いに行ったりしている。奈良県下では農家の方に協力いただくことが多い。全体的には自営業の方が多いが、お寺さんのような宗教団体をお願いすることもある。委託先になっていただくのに心配があるというような場合には、ちょっと試してみてもうまくいけば正規に登録していただくというようなこともしている。また、Q & Aみたいな手引き書も作っており、ノウハウを持っていただけるようにしている。

奈良刑務所では音楽療法を取り入れており、全国的にも紹介されている。家庭裁判所では箱庭療法などをされているが、音楽療法も取り入れてみてはどうか。

大分家庭裁判所中津支部では保護者会を設定しているようである。親の在り方、子の在り方、家庭の在り方を考えていくという意味で、保護者会の活動がよいのではないかと。奈良でも検討されてはどうか。

親の役割というのは非常に大事である。しかし現実問題として、都会に行くほど保護者会の活動に参加できない人がいるのではないかと考えられるが、親の実情などを紹介ください。

保護者会のように、ある程度数をまとめて集団の力を使うものとして、セルフヘルプグループ的なものがある。これはある程度数がまとまらないとできない。親にも仕事があったり、リストラや母子家庭とかで生活上の困難を抱えているのでなかなか難しい。親と子でロールプレイをさせるような試みがあるが、これは問題意識の低い親でも多少強引に後押しして参加させることができる。しかし、親の在り方について自覚のない人こそ本当に問題である。そういう人には、ある程度保護者の責任というものを全面に出しているような形で教える場合がある。また、実際の被害者をゲストスピーカーとして呼んで、例えば万引きされた商店のご主人などに来ていただいて親子共に話を聞かせたり、その後で保護者、少年別々にセッションをしたり、集団非行の少年たちの保護者を集めて被害弁償について話し合いをさせて保護者の自覚を高めるといった試みをしている。

高校生が少年鑑別所に入ると学校に行けなくなるが、学校に行けるように考えて家庭裁判所が判断しても、学校側がまだ学校には来るといふことがある。家庭裁判所の思いが学校に伝わらないことについて何かできないのか。

中学生の場合、学校とは緊密な関係を維持している。生徒が少年鑑別所に入れば学校の先生が必ず裁判所に来られて、家庭裁判所調査官とカンファレンスする機会を持っている。しかし高校の場合は、ほとんどの高校では先生が来られることはない。高校の中にも生徒指導に非常に情熱を持っている高校もある。ただ、年に1回、高校との連絡協議会を持っている。協議会は持っているが、1人の生徒を困らせてどうしていくかというような関係まではできていない。高校との関係をどうするかは1つの課題である。

少年の処分について、家庭裁判所調査官はどういう役割をするのか。

在宅の場合は、本人と保護者の調査を行い、いろいろな資料を集めて調査官独自の判断で報告書を作成し、意見をつけることになる。鑑別所に入っている場合は、鑑別所の技官とカンファレンスを持ってそれを参考に意見を付することになる。最終的には審判官である裁判官が処分を決定する。

参考として、裁判員制度の説明を実施した。

本日、みなさんからいただいた貴重な意見は、今後の家庭裁判所の運営に可能な限り反映させていきたい。